

■危険物製造所等 設置許可 申請手数料

施設区分	倍数	金額
製造所・一般取扱所	10倍以下	¥39,000
	10倍を超え50倍以下	¥52,000
	50倍を超え100倍以下	¥66,000
	100倍を超え200倍以下	¥77,000
	200倍を超える場合	¥92,000
屋内貯蔵所	10倍以下	¥20,000
	10倍を超え50倍以下	¥26,000
	50倍を超え100倍以下	¥39,000
	100倍を超え200倍以下	¥52,000
	200倍を超える場合	¥66,000
屋外タンク貯蔵所 (特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所を除く。)	100倍以下	¥20,000
	100倍を超え10,000倍以下	¥26,000
	10,000倍を超える場合	¥39,000
屋内タンク貯蔵所		¥26,000
地下タンク貯蔵所	100倍以下	¥26,000
	100倍を超える場合	¥39,000
簡易タンク貯蔵所		¥13,000
移動タンク貯蔵所(積載式又は危政令第15条第3項の移動タンク貯蔵所を除く)		¥26,000
積載式又は危政令第15条第3項の移動タンク貯蔵所		¥39,000
屋外貯蔵所		¥13,000
屋外給油取扱所		¥52,000
屋内給油取扱所		¥66,000
第一種販売取扱所		¥26,000
第二種販売取扱所		¥33,000

上の表にない危険物製造所等については、消防本部予防課へお問い合わせください。

■危険物製造所等 変更許可 申請手数料

上の表に掲げる施設区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の**2分の1**に相当する金額

■危険物製造所等 完成検査 申請手数料

設置: 上の表に掲げる施設区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の**2分の1**に相当する金額

変更: 上の表に掲げる施設区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の**4分の1**に相当する金額

■仮使用承認 申請手数料

消防法第11条第5項ただし書きに基づき、危険物製造所等の位置、構造又は設備を**変更する場合**において、当該変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について、完成検査を受ける前においても仮に当該承認を受けた部分を使用する場合

施設区分	金額
全ての危険物製造所等(変更のみ)	変更許可申請手数料+¥5,400

■仮貯蔵・仮取扱承認 申請手数料

消防法第10条第1項ただし書きに基づき、危険物製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を10日以内の期間仮に貯蔵し又は取り扱う場合

種別	金額
仮貯蔵・仮取扱承認	¥5,400

■完成検査前検査 申請手数料

消防法第11条の2に基づく、市町村長等が行う検査を受ける場合

検査種別	容量	金額
水張検査	1万リットル以下のタンク	¥6,000
	1万リットルを超え 100万リットル以下のタンク	¥11,000
	100万リットルを超え 200万リットル以下のタンク	¥15,000
	200万リットルを超えるタンク	¥15,000に100万リットル又は 100万リットル未満の端数を増す ごとに¥4,400を加えた金額
水圧検査	600リットル以下のタンク	¥6,000
	600リットルを超え 1万リットル以下のタンク	¥11,000
	1万リットルを超え 2万リットル以下のタンク	¥15,000
	2万リットルを超えるタンク	¥15,000に1万リットル又は1万 リットル未満の端数を増すご とに¥4,400を加えた金額

上の表にない完成検査前検査については、消防本部予防課へお問い合わせください。